

公益社団法人東京共同住宅協会  
土地活用プランナー認定試験 準会場規程

この規程（以下、本規程）は、公益社団法人東京共同住宅協会（以下、協会）が主催する土地活用プランナー認定試験（以下、試験）の「準会場」受験について、その基本的事項を定めることにより、試験の厳正さ・公平さを保つことを目的としています。

## 第1章 準会場について

### 1. 準会場の定義

- ・本規程における「準会場」とは、次を指します。
- ① 団体受験申込法人が自らの施設に設置する試験会場
- ② 団体受験申込法人が契約した貸会議室等の試験会場

### 2. 準会場の要件

- ・「準会場」として協会が認定するためには、申請団体が以下の要件を備えることを必要とします。
- ① 試験実施に適した会場（自社会議室・貸会議室等）を自ら用意できること
- ② 本規程の遵守を誓約できること
- ③ 試験申込の際に、8名以上の受験者を集められること
- ④ 第3項に定める試験官の派遣可能地域であること
- ⑤ その他、協会の指示・通知等を遵守できること

### 3. 試験官の派遣可能地域

・認定試験当日は、協会が派遣する試験官が準会場試験に立ち合います。原則として派遣可能地域は全国になりますが、主要駅からの距離や最寄り駅からの距離を鑑み総合的に判断します。試験官を派遣できない場合は準会場として認められません。

### 4. 準会場認定の取り消し

- ・協会は、準会場が以下の事項に該当する場合、その認定を取り消すことがあります。
- ① 申請団体より認定取り消しの申し出があったとき
- ② 本規程に違反する行為が認められたとき
- ③ 受験料の支払いを遅滞し、督促したにもかかわらずこれに応じないとき
- ④ 準会場設置申請の内容に虚偽の記載があったとき
- ⑤ 反社会的勢力との関わりが判明したとき
- ⑥ その他、準会場実施を継続するうえで好ましくない行為と協会が判断し、改善を求めた

にもかかわらずこれに応じない、もしくは改善されないとき

## 第2章 準会場実施について

### 1. 試験日時

・協会の指定した試験日時以外に実施してはなりません。例外は認められません。

### 2. 試験実施の注意事項

・試験当日は下記の注意事項があります。

- ① 遅刻は試験開始後 30 分まで認められますが、終了時間の延長はありません。
- ② 試験開始前に注意事項説明があります。開始時刻 15 分前までに自分の受験番号の机に着席してください。
- ③ 準試験会場では、試験監督の指示に従ってください。
- ④ 不正行為があった場合は、試験の停止、合格取り消し、以後の受験をお断りします。
- ⑤ 机上に置ける物は、受験票、本人確認書類、筆記用具、計算機のみです。テキスト・飲み物・ペンケース・携帯電話・スマートフォンは不可です。
- ⑥ 試験問題及び解答用紙は持ち帰ることは出来ません。

### 3. 会場手配の理解

- ・試験の実施に適切な会場の手配をしてください。
- ・原則として会場（会議室、教室等）は複数に分けず 1 つの会場で受験してください。
- ・不正防止の為、座席と座席の間隔は 50 c m 以上確保してください。
- ・会場のレイアウト変更や原状回復は団体受験申込法人様にてお願いします。

### 4. 受験料

・申込締切後の欠席者・失格者・棄権者に対する返金や申し込みの取り消しは、入金の有無にかかわらず、いかなる理由であっても行いません。

### 5. 問題用紙と答案用紙の取り扱い

- ・問題用紙、マークシート用紙、その他の送付物を試験前日までに郵送します。
- ・問題用紙とマークシート用紙の入った封筒は絶対に開封しないでください。
- ・試験開始まで、問題の内容について漏洩することのないよう、鍵のかかる場所で厳重に保管してください。

以上